

小金井都市計画第一種市街地再開発事業の決定（小金井市決定）

都市計画武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の〔 〕は全幅員を示す。

名 称	武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積	約 1.8ha				
公共施設の配置 及び規模	道路	種別	名称	規模	備考
		幹線街路	小金井3・4・14号 小金井駅前原線	別に都市計画において定めるとおり	既設
			小金井3・4・3号 新小金井貫井線	別に都市計画において定めるとおり	既設
		区画道路	区画道路2号	幅員 9.5m [16m] 延長 約 130m	一部拡幅
			区画道路3号	幅員 6.5m [13m] 延長 約 120m	既設
			区画道路6号	幅員 18m 延長 約 20m	新設
建築物の整備	建築面積	延べ面積[容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考
	約 9,800 m ²	約 105,000 m ² [72,300 m ²]	住宅・商業・駐車場 子育て支援施設等	95m	建築物の高さの限度は建築 基準法による算定とする。
建築敷地の整備	建築敷地面積	整備計画			
	約 14,140 m ²	敷地内に広場（約 1,300 m ² ）や歩道状空地、敷地内通路等を確保し、市街地環境の向上を図る。 敷地境界線から高度利用地区の制限に従い壁面を後退し、歩行者空間を確保する。			
住宅建設の目標	戸数	面積	容積対象床面積	備考	
	約 680 戸	約 66,800 m ²	約 53,700 m ²		
参 考	地区計画区域（武蔵小金井駅南口地区）内にあり。高度利用地区（武蔵小金井駅南口第2地区）内にあり。				

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

【理由】

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、小金井市の総合拠点にふさわしい、住宅と商業施設が調和した良好な市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

小金井都市計画第一種市街地再開発事業 武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業 総括図

(小金井市決定)

- 凡例
- 都市計画道路
 - 都市高速鉄道
 - 都市計画公園・墓園
 - 都市計画ごみ処理場
 - 都市計画河川
 - 一団地の住宅施設
 - 特別緑地保全地区
 - 地区計画区域
 - 市街地再開発事業区域・高度利用地区
 - 土地区画整理事業区域
- 種別 用途地域 高さの制限(メートル)
 第一種市街地再開発事業区域 15m以上 15m以下
 第二種市街地再開発事業区域 15m以上 20m以下 25m以下
 第三種市街地再開発事業区域 15m以上 20m以下 25m以下
- ① 地域地区境界線にして道路・河川・鉄道等によるもの
 ② 地域地区境界線にして道路・河川・鉄道等によるもの
 (注) ①、② 生活緑地地区は除く

決定箇所

●地域地区および目的規制

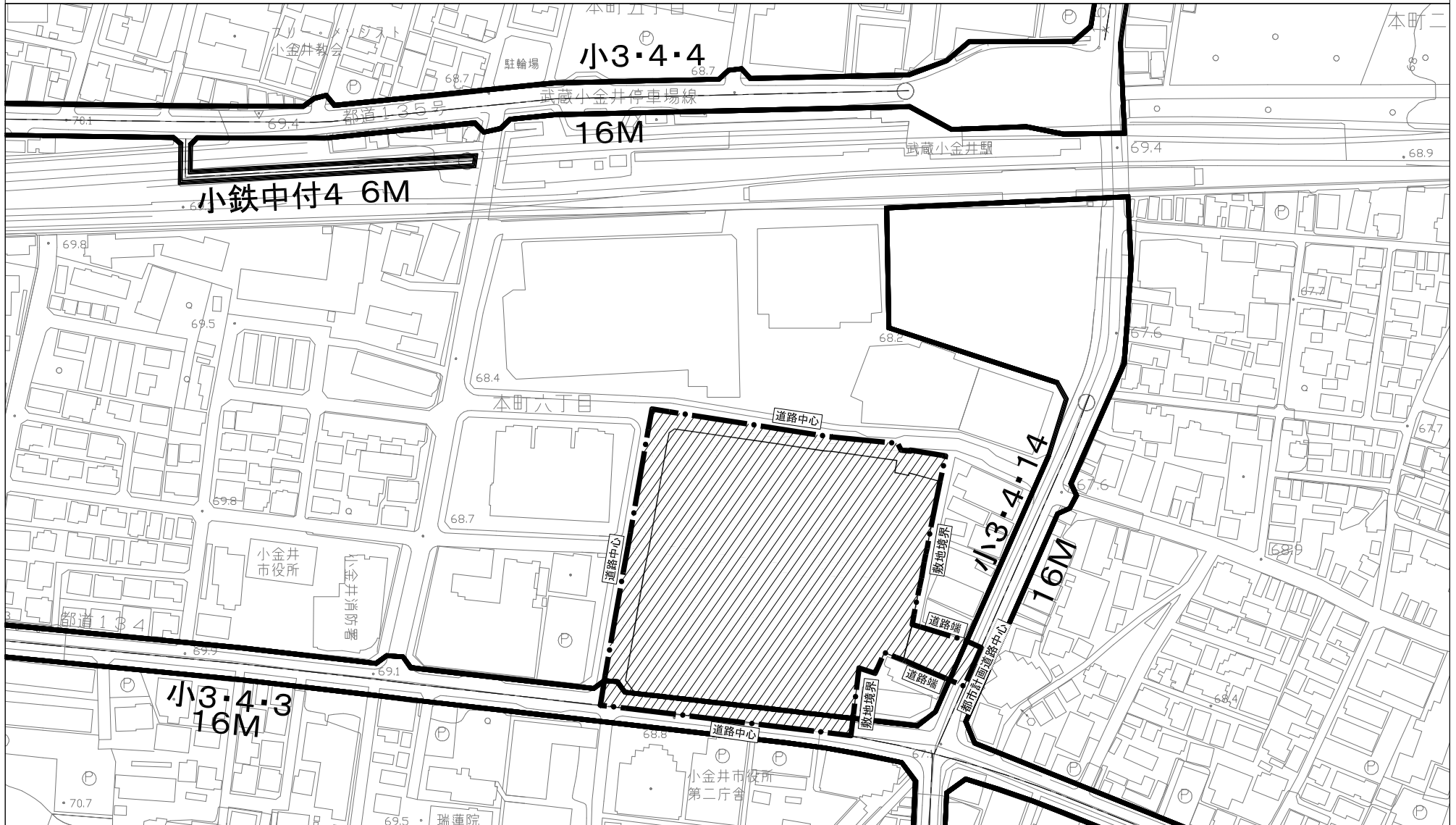
用途地域	目的規制	高さ制限	用途制限	その他
第一種市街地再開発事業区域	第一種市街地再開発事業区域	15m以上 15m以下	第一種市街地再開発事業区域	第一種市街地再開発事業区域
第二種市街地再開発事業区域	第二種市街地再開発事業区域	15m以上 20m以下 25m以下	第二種市街地再開発事業区域	第二種市街地再開発事業区域
第三種市街地再開発事業区域	第三種市街地再開発事業区域	15m以上 20m以下 25m以下	第三種市街地再開発事業区域	第三種市街地再開発事業区域
第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域	15m以上 20m以下 25m以下	第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域
第二種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域	15m以上 20m以下 25m以下	第二種中高層住宅専用地域	第二種中高層住宅専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域	15m	第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域	15m	第二種住居地域	第二種住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域	15m	近隣商業地域	近隣商業地域
広域商業地域	広域商業地域	15m	広域商業地域	広域商業地域
商業地域	商業地域	15m	商業地域	商業地域
高度商業地域	高度商業地域	15m	高度商業地域	高度商業地域

本図の地区の境界、道路の位置、地塊等は
その概略を示すもので詳細については、
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計
画課、又は「小金井市都市整備部都市計画課」
に備えてある指定図等を閲覧されたい。

小金井都市計画第一種市街地再開発事業

[小金井市決定]

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業 計画図1(施行区域図)



「この背景の地図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第046号」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)25都市基街測第51号、平成25年6月21日」

凡例

 施行区域 約1.8ha

縮尺: 1:2,500

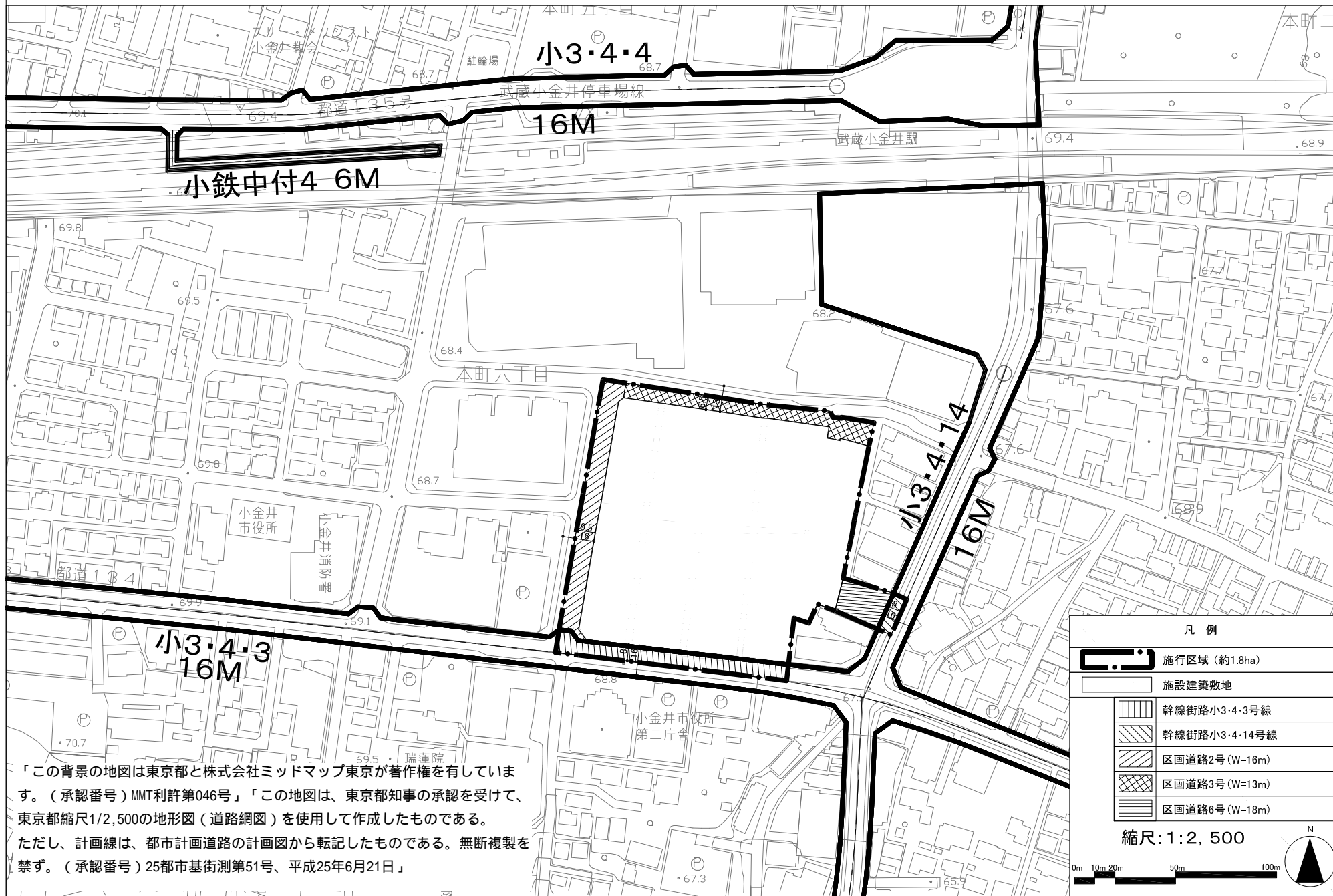
0m 10m 20m 50m 100m

N

小金井都市計画第一種市街地再開発事業

[小金井市決定]

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業 計画図2(公共施設の配置及び街区の配置図)



「この背景の地図は東京都と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号)MMT利許第046号」「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号)25都市基街測第51号、平成25年6月21日」

凡例

- 施行区域(約1.8ha)
- 施設建築敷地
- 幹線街路小3・4・3号線
- 幹線街路小3・4・14号線
- 区画道路2号(W=16m)
- 区画道路3号(W=13m)
- 区画道路6号(W=18m)

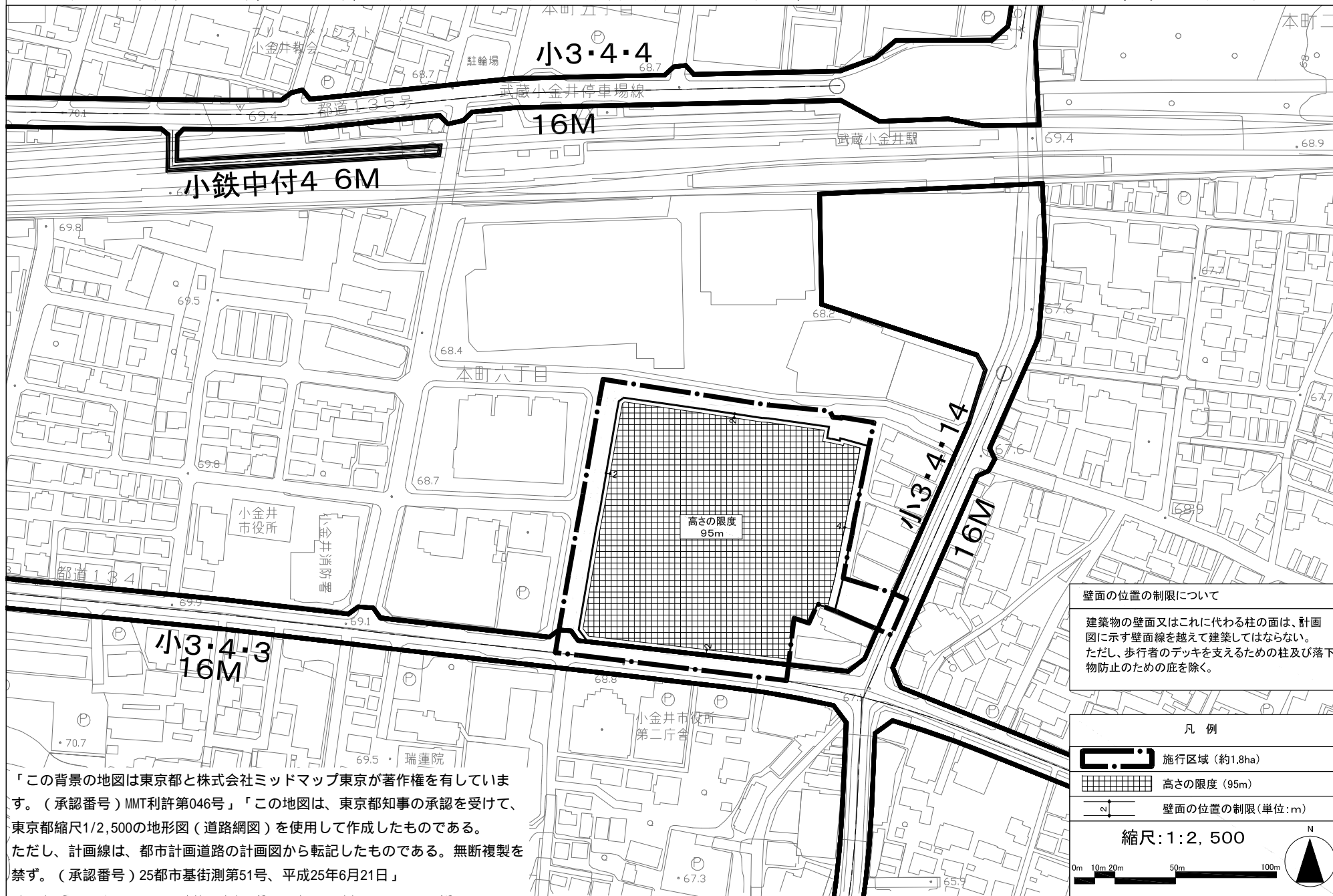
縮尺: 1:2,500

0m 10m 20m 50m 100m

小金井都市計画第一種市街地再開発事業

[小金井市決定]

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業 計画図3(建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限)



小金井都市計画第一種市街地再開発事業

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業 参考資料(イメージパース)

[小金井市決定]

